



千葉市議会議員

たばた直子

議会報告
レポート
VOL.34



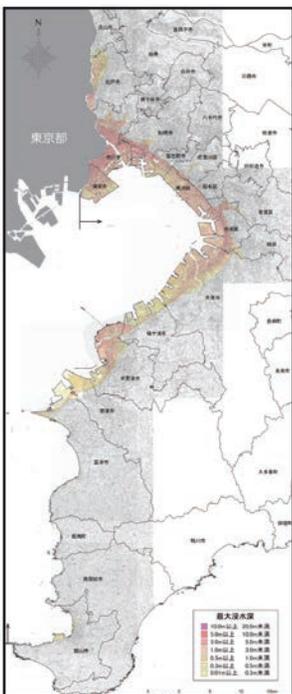
昨年9月に上陸した台風15号、19号への対応など、災害対策について質問しました。

高潮対策について

県が公開している高潮浸水想定区域図

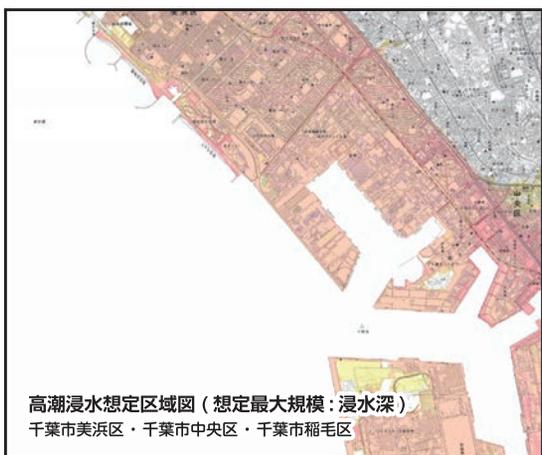


東京湾沿岸高潮浸水想定区域図
(浸水深) 全体図



●高潮浸水想定概要

- 想定し得る最大規模の台風を想定(我が国既往最大規模の室戸台風級)
- 堤防等の施設は、高潮により壊れることを想定
- 主要な河川では、河川の増水を想定



高潮浸水想定区域図(想定最大規模:浸水深)
千葉市美浜区・千葉市中央区・千葉市稲毛区



高潮浸水想定区域図(想定最大規模:浸水深)
千葉市美浜区・習志野市・千葉市花見川区・千葉市稲毛区

【質問】 浸水ハザードマップ改定の進捗状況は？

【市の答弁】 来年4月に公表する予定。高潮については、県の区域指定は来年度以降となることから、その後新たな高潮からの具体的避難手法等を検討する。

【たばたの指摘】 浸水ハザードマップの改定は、全国20政令市中、15市は改定済み、東京都でも進んでいる。千葉市はこれから改定と遅れている。今は、市内で指定はないが、ハザードマップ改定により新たに高潮浸水想定区域指定されることになる区域は、千葉市全体で約49.9キロ平方メートル、美浜区は区域の94%にあたる約20キロ平方メートル。最高潮位は美浜区では5.6メートル、浸水時間は12時間以上24時間未満、最大の深さは1メートル以上3メートル未満の地域がほとんどだが、一部、3メートル以上5メートル未満の地域もあると想定されている。**避難所も、要配慮者利用施設も、今までの計画では安全を確保できない!**

現状の避難所開設の体制では安全の確保ができないことから高潮等による浸水を想定した避難所開設の計画を早期に策定すべき!

避難所の床下・床上浸水の可能性を踏まえ、体育館など一階以外の避難場所の確保や、区外への避難の方策も含め、検討すべき!

【質問】 水防法改正により、浸水想定区域にある乳幼児・高齢者等が利用する社会福祉施設、幼稚園や学校、医療機関など、要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。報告の状況、防災訓練の実施状況はどうか? 高潮の被害が想定される地域においても、指導すべきと考えるがどうか?

【市の答弁】 河川による浸水想定区域内の要配慮者利用施設は5施設で、そのうち2施設が避難確保計画を未作成であり、全ての施設が訓練を未実施のため指導を強化。現在は高潮浸水想定区域の指定がないため、該当の要配慮者利用施設は未設定だが今後、県が、高潮特別警戒水位を設定し、区域の指定を行うため避難確保計画の作成等について指導を行うなどの確に対応する。

【たばたの指摘】 ★浸水想定区域内にある要配慮者利用施設数が大幅に増加!

現在は、対象施設がないが、ハザードマップ改定後は美浜区にある要配慮者利用施設である保育所・幼稚園・子どもルーム 高齢者福祉施設・医療機関など、約300か所のほとんどが対象となるため、**避難計画の作成と防災訓練の実施の徹底を!**

★保育園をはじめ要配慮者利用施設には、浸水想定区域内に設置されている施設が多くあり、**避難体制の強化が必要!**

防災行政無線の屋内受信機は、民間保育園をはじめ保育所・幼稚園・子どもルーム、高齢者福祉施設・医療機関などの要配慮者利用施設でも、未設置なことが課題。

浸水ハザードマップの改定により区域指定内の施設が増加するため**設置に向けて取り組むべき!**

浸水想定区域の拡大を受け、国や県に対し施設への屋内受信機設置に向けた助成制度の創設も要望すべき!



★東京湾沿岸一帯の高潮による浸水の可能性もあることから、県主導により県内自治体との広域避難の連携体制について協議を実施するよう、求めるべき!

【質問】 高潮の警戒への対応を踏まえ、河川と港湾の権限を持つ県へ要望を行うべきだが?

【市の答弁】 千葉県に対しては、港湾管理者としてのリーダーシップを発揮して、今回の災害対応の検証を行うとともに、関係機関が迅速かつ円滑に対応をとることができるよう、行動計画を作成するほか、関係機関相互の密なる連絡体制の構築など、体制強化について要望を行う。



発行：たばた直子事務所

住所：〒261-0011 千葉市美浜区真砂3-4-4 2F
千葉海浜交通 稲毛海岸駅～稲毛駅行きバス 真砂第三公園バス停前

TEL：043-216-3861 FAX：043-216-3891

メールアドレス：info@tabatanaoko.com

ホームページ：http://tabatanaoko.com

全国の状況（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

就労率

- 母子家庭81%（うち、正規職員・従業員は44.2%、パート・アルバイト等は43.8%）平均年収243万円
- 父子家庭85.4%（うち、正規職員・従業員は68.2%、自営業が18.2%、パート・アルバイト等は6.4%）平均年収420万円
- 全国の児童扶養手当受給世帯数は100万6千人
千葉県は、平成28年 約6000人→平成30年 約5600人

子どもの貧困の全国の状況

- 平成28年は、3年前と比較し、2.4ポイント減の13.9%

【質問】ひとり親への経済的支援の取り組み状況と成果及び課題について

【市の答弁】 児童扶養手当の支給や医療費の助成のほか生活資金等の貸付けなどを行っており、生活の安定や家計の負担軽減、自立促進に一定の成果。児童扶養手当は、11月から支給回数が年3回から年6回に増えたが、国の調査によると、母子家庭の7割以上が受給しているにもかかわらず、8割以上が生活が苦しいと感じていることから、生活の安定や負担の軽減に努めていくかが課題である。

【質問】就労支援の取り組み状況と成果及び課題について

【市の答弁】 母子・父子自立支援員による就業相談のほかハローワークとの連携による自立支援プログラムの策定や就職に有利な看護師等の資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業などを行っている。課題は、就業意欲が高くない方への就業支援の方法や、全国的に非正規での就業率が高いことから、正規職員などへの雇用形態の改善などが挙げられる。

【質問】ひとり親の相互交流、情報交換のための居場所づくりについて

【市の答弁】 育児や養育費取得手続などをテーマにした生活支援講習会等の終了後に、悩みを打ち明け、相談しあう情報交換会を開催。参加者が減少傾向にある状況を踏まえ、内容の見直しを図る。

【質問】子どもへの直接的な支援について

【市の答弁】 就業が有利になるための高等学校卒業程度認定資格講座の受講費用の一部支給や小学校入学児童を毎年度動物公園に招待。昨年8月から、ひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学5・6年生を対象に、学習塾や習い事等にかかる費用を助成する「学校外教育バウチャー事業」を実施している。公益財団法人新日育英奨学会と、大学等へ進学する子どもに対する給付型奨学金の支給に関する協定を締結し、ひとり親家庭で貧困の状況にある子ども・若者等に対する自立に向けた支援。

【質問】千葉県母子寡婦福祉会の実績と評価、団体の役割

【市の答弁】 日常生活支援事業や生活支援、講習会の開催などを委託しており、当事者ならではの利用者に寄り添った支援が行えているものと評価。



母子寡婦福祉会

HPアドレス：<http://boshikai.sakura.ne.jp/>

○無料学習支援

●ひとり親家庭の小学校4年生から高校3年生対象に...

- 毎週金曜日19時から21時まで
- 場所：高州コミュニティセンター
- 申込：当会事務所 電話 / FAX：043-261-9156

○日常生活支援事業

●家庭生活支援員の派遣

- 利用料金（1時間当たり）
家事や介護など 300円 保育サービス 150円（所得に応じ軽減）

○ひとり親家庭等の電話相談

- 16時から21時まで
- 相談専用電話：043-308-3131

○養育費、面会交流等、生活全般の相談、離婚にまつわる悩み相談

- 第1から第4水曜日

○千葉県子ども家庭支援課で行っている各種相談

- HPアドレス
<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/hitorioya-sonota.html>

○子どもと家庭の相談

- HPアドレス
<http://www.city.chiba.jp/portal/kosodate/index08/sodan/index.html>

○ひとり親家庭

- HPアドレス
<http://www.city.chiba.jp/portal/kosodate/index08/hitorioya/index.html>

○学校外教育バウチャー

- 学習塾や習い事などの学校外での教育サービスに利用することができるクーポン券を配布。3つの条件すべてに当てはまる児童が対象。市内在住のひとり親家庭で生活保護受給世帯の小学5年生か6年生。学習塾、家庭教師、スポーツ活動、文化活動等の市の登録を受けた事業者が提供するサービスに月額1万円相当。

※令和元年度分は最大8万円

- 申込：申込書に必要事項を記入の上、子ども家庭支援課へ郵送または持参。申込書は子ども家庭支援課で配布。送付するので連絡を。

- 子ども家庭支援課 電話：043-245-5179



【質問】 ひとり親になりうる予備軍への支援

【市の答弁】 養育費の確保や面会交流等に関する弁護士相談などの各種相談支援や生活支援講習会等は、離婚前の方も対象としている。

たばた直子の意見要望



- 電話相談は実績が少ないことから、周知方法の改善が必要。
- 相談・各種講座や交流会など、身近な子育て支援館や支援センター、コミュニティセンター等で実施するなど工夫が必要。
- ワンストップ窓口の設置！県内でも、船橋市や松戸市で導入済み。
- 必要情報が網羅された冊子の作成・配布の検討を。
- 子どもの居場所は、心理的な配慮ができる場所が必要。学習事業と合わせて仲間や大人と過ごすなど、多様な形態における効果的な事業を検討すべき。
- 就職支援では、介護職への就労のため福祉部局をはじめ経済部局民間企業との連携で、市内中小企業の雇用を促すことが必要！
- ファミリーサポートや日常生活支援事業の充実や、求職中の保育の利用助成の期間の延長、病児・病後児保育にも減免制度を導入するなどの充実を！

【質問】 横浜市・川崎市・相模原市の首都圏政令市は日本シングルマザー支援協会との協定を締結。本市においても、連携し協定を締結する必要があると考えるか？

【市の答弁】 同協会と連携することにより、ひとり親家庭に寄り添いながら、その生活の安定と向上を図ることになると考え、現在同協会との連携協定の締結に向けて準備を進めている。

実現!

包括協定締結の様子



当事者団体 一般社団法人シングルマザー支援協会の皆さんと。自己肯定感を向上させるエンパワーメント講座、自己分析や社会性を養うなど能力向上のための研修を実施し、最適な職種や企業紹介から就労につなげ、心のケアと就労支援を合わせて行っています。

君津市で台風被害の状況を視察して確認。被災者の方の支援にも伺いました。

屋根の破損や長期停電、倒木など、甚大な被害があった君津市に伺い、地元の市議と一緒に、災害ごみの管理について、断水による住民の影響、自衛隊の取り組みなど行政の役割と課題について、聞きまわりました。



台風被害の状況



千葉市の被災地でボランティア活動をしました。

中央区・若葉区などの被災者宅に伺い、市民ボランティアとして倒木の撤去や屋外に飛び散った屋根の破片の片付けなどを行いながら、相談にのり、罹災証明など、行政支援を伝えました。



被災地でのボランティア活動の様子



電話・FAX による災害時緊急情報配信サービスをご存知ですか？

携帯電話を使用していない高齢者の方や聴覚障害者などを対象に、あらかじめ登録いただいた自宅の電話やFAXに災害時緊急情報を配信するサービスをします。

申請方法 市のHPか窓口で申請用紙を入手し「美浜区役所地域振興課くらし安心室」へ持参されるか、郵送・FAX・メールの場合はこちら...

- 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 防災対策課 対策実施班 宛て
- FAX : 043-245-5552
- メール : bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp



学校施設の早期復旧に取り組んでいます。

専決処分等で補正予算を組み、年度末に間に合うよう、小・中学校をはじめとした文教施設の復旧工事も在校生・保護者・学校関係者の皆様のご理解・ご協力のもと、進めています。

学校施設の台風被害の様子

